

平成22年度 事業計画

社会福祉法人静岡県共同募金会

事業運営の方針

県民のたすけあい精神に支えられた共同募金運動は、本年度で64回目を迎える。

この間、県民から寄せられた寄付金は237億円超、本県の民間社会福祉事業の向上発展に大きく寄与してきました。

しかしながら社会経済環境の変化とともに本県の募金実績額は平成7年度をピークに減少傾向にあります。

また、地域における孤立・孤独の増加とこれに起因する孤独死などの問題、ホームレスや自殺者の増加、児童への虐待の増加など深刻な状況が続いている。

このような地域が抱える社会的課題の解決に取り組む特定非営利活動法人等に対する助成を推進し、住民相互の支援活動を通じた地域福祉の充実が求められている。

本会は、たすけあい精神の高揚を図り、意欲的な民間社会福祉事業に対して積極的な財政支援を行うため、本年度、次の方針にそって以下の事業を行う。

1. 広域で事業展開している企業や各種の業界団体に対し引続き働きかけを行う。
2. 共同募金協力団体への情報提供を強化する。
3. 年間を通じた寄付金の受入れを強化するため募金箱並びに自動販売機の設置を推進する。
4. 地域の福祉課題に取り組む福祉団体、特定非営利活動法人等の先駆的活動を支援する。
5. 中央共同募金会がすすめる共同募金改革については、支会並びに関係者と協議を進める。

第1 会務の運営

1 法人の運営

定款の定めに基づき、理事会、評議員会、監事会を開催し、適切な運営を図る。

2 情報の公開の実施

事業運営の透明性を一層推進するため、情報公開規程に基づき情報の公開を行う。

3 業務事業合理化の推進

業務事業の円滑・効果的な運営を図るため、引続き合理化に努めるとともに、必要に応じ諸規程等の見直し、改正を行う。

第2 広報活動の推進

1 助成先「ありがとうメッセージ」の多様な活用

①企業開拓用チラシなど本会作成の資材には、「ありがとうメッセージ」を活用する。

②各戸配布用のチラシの内容を市町版とし、市町社会福祉協議会の「ありがとうメッセージ」を積極的に活用する。

- ③市町社会福祉協議会が主催する行事等に赤い羽根の展示コーナーを設け、「ありがとうメッセージ」などを出展し使途の情報提供を行う。
- 2 放送機関、報道機関への協力要請
中央共同募金会作成の運動開始用及び運動終了用のテレビスポット、ラジオスポットを各放送局(民間テレビ・ラジオ、ケーブルTV、コミュニティFM含む)に提供する。
- 3 助成を受けた施設・団体・ボランティアグループなどへの受配標示の徹底
- 4 ホームページの充実強化
①助成先の「ありがとうメッセージ」を掲載して使途の情報提供に努める。
②募金協力企業等を掲載し企業の社会貢献活動を周知する。
③申請者の利便性を向上させるため、申請用紙、助成要綱などをダウンロードできる仕組みを充実する。
④中央共同募金会とリンクして共同募金に関する情報を発信する。
⑤助成先と情報の共有化を図るため、リンクを強化する。
- 5 税制上の優遇措置の周知
- 6 広報・募金資材の配布、斡旋及び普及

第3 募金・助成事業の実施

- 1 受配者の範囲及び助成予定額
助成要綱に基づき、助成を希望する民間施設・団体からの申請を取りまとめ、配分委員会の審議を経て助成計画を策定する。
- 2 募金目標額の設定
前年度の目標額を下回ることの無いよう下記の方法により支会に依頼する。
- ①赤い羽根共同募金
・広域目標額については、施設・団体・ボランティアなどに対する助成計画に本運動の事務費を加え、さらに諸般の状況を勘案して決定する。
・地域目標額については、市町社会福祉協議会の地域福祉活動計画による事業計画に基づき市町支会で設定する。
- ②歳末たすけあい募金
市町社会福祉協議会が歳末の時期に実施する贈呈事業などの支援計画をもとに、市町支会で募金目標額を設定する。
- ③NHK歳末たすけあい義援金
前年度実績額を目標額とする。
- 3 募金の実施
(1) 社会福祉法の規程に基づいて厚生労働大臣の指定する期間(例年10月1日から12月31日までの3カ月間)に募金活動を実施する。
- ①赤い羽根共同募金(例年10月1日から12月31日までの3カ月間)
ア 法人募金については、奉仕者の協力を得て前年度を下回ることの無いよう実施する。
イ 募金ボランティアを公募し街頭募金を推進する。

ウ 募金箱の設置を促進する。

②歳末たすけあい募金（例年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 カ月間）

③NHK 歳末たすけあい義援金（例年 12 月 1 日から 12 月 25 日までの 25 日間）

ア ダイレクトメールを 3,000 円以上の寄付者に中央共同募金会を通じて発送する。

（2）年間を通した寄付の受入

①生活衛生同業組合などの業界団体を通じて、募金箱並びに自動販売機の設置を推進する。

②中央共同募金会が推進する「ネット募金」の PR に努める。

4 助成の実施

①赤い羽根共同募金

配分委員会の審議を経て理事会・評議員会で決定し、助成する。

②歳末たすけあい募金

歳末の時期に対象者に贈る必要から、理事会、評議員会からの委任を受け会長が決定し助成する。なお、助成結果については、理事会、評議員会に報告する。

助成後の寄付金については、配分委員会の審議を経て理事会、評議員会で決定する。

③NHK 歳末たすけあい義援金

歳末の時期に対象者に贈る必要から、理事会、評議員会からの委任を受け会長が決定し助成する。なお、助成結果については、理事会、評議員会に報告する。

助成後の寄付金については、配分委員会の審議を経て理事会、評議員会で決定する。

5 受配者に対する使途の監査

臨時費については、受配者から、使途指定事業の完了後、直ちに「使途実施報告書・交付請求書」を提出させ、実施内容について書面監査する。

事業費については、受配者から、使途指定事業の完了後、1 ヶ月以内に「使途実施報告書」を提出させ、実施内容について書面監査する。

なお、必要あると認めるときは、本会の役職員が実地に監査を行うものとする。

6 民間社会福祉資金の総合調整

①日本自転車振興会、日本小型自動車振興会の補助事業の推薦業務受託

②中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業の推薦業務受託

③車両競技公益資金記念財団など各種助成団体の補助、助成についての情報提供

第 4 支会の育成強化

市民が参画する共同募金に転換するために、地域の関係者が広く参画し、当該区域内の共同募金推進計画を策定する組織として位置づける。

①支会現況調査の実施

②支会事務局長研究協議会の開催（11 月開催予定）

③支会事務担当者事務打合せ会の開催（7 月、3 月開催予定）

④中央共同募金会主催の研修会等への派遣

第5 受配者指定寄付金の受入れ及び審査

受配者指定寄付金に係る税制上の優遇措置については、取扱基準及び取扱細目に基づき適正な運用を図る。

第6 公益信託「小川忠孝老人福祉基金」の運営

本会が受託している公益信託の運営に当たるとともに、公益信託「小川忠孝老人福祉基金」運営委員会を開催し、助成先及び助成額を決定する。

第7 災害被災者支援事業の実施

1 災害たすけあい募金の実施

災害が発生し災害救助法が適用された場合は、必要に応じ関係機関との協力のもとに災害たすけあい募金を実施し、義援金の受入れ及び送金に関する業務を行う。

2 災害被災者等の支援の実施

災害の発生に伴うボランティア活動や活動拠点事務所の立上げ、また損壊した福祉施設の建物、設備の復旧等を支援するため、社会福祉法の規定に基づき共同募金から災害等準備金を積立てる。

本県又は国内において災害が発生し、災害等準備金の配分及び被災県への拠出が必要になった場合は、全国統一の「災害支援制度運営要綱」、「災害支援制度実施要領」、「災害支援制度の細目及び基準」に基づき、迅速かつ適切に支援を実施する。

第8 その他本会の目的達成上必要と認める事項

①静岡県健康福祉大会の共催

②顕彰の実施

- ・ 本会事業の遂行に功績のあった募金ボランティア、地区・団体、従事者に対し、顕彰規程により顕彰する。
- ・ 高額寄付者には、その金額に応じて紺綬褒章、厚生労働大臣感謝状、中央共同募金会会長感謝状又は感謝楯の申請を行う。

③社会福祉協議会等との連絡調整

県及び県内各市町社会福祉協議会、中央共同募金会その他関係団体と緊密に連絡を取り合うとともに、情報交換に努める。